

郷土を知る
むかしむかし

昔々の そお市

第50回



発掘調査の意味と意義

生涯学習課 文化財係 ☎ 0986-76-8873

発

掘現場の様子をご存じの方も多と思います。

国内では毎年9千件ほど発掘調査が行われています。

発掘調査には大学が行う研究目的の学術調査と、都道府県・市町村教育委員会が行う開発工事ともなった緊急発掘調査の2種類があります。令和5年8月号で遺跡の有無と埋蔵文化財包蔵地についてご紹介しましたが、包蔵地内で開発計画が浮上し、埋蔵文化財が破壊される可能性が高い場合には、文化財保護法に基づき、発掘調査を行う必要があります。

国内の発掘調査の約95%は行政機関が行う緊急発掘調査で、予算や期間、調査範囲などの制約がある中、より多くの情報を得るための記録保存調査とも呼ばれています。発掘調査はやり直しが出来なため、遺跡の情報を慎重かつ最大限に引き出しつつ、遺構の精密な実測、写真撮影、詳細な文書記録が重要になります。発掘調査により遺跡は消滅していきませんが、

日本の歴史に大きくかわる成果があったり、重要な新発見があった遺跡は、例外的に現状を保存する場合があります。

発掘調査が終了した後は、調査成果や遺跡の情報を残すため、発掘調査報告書という1冊の本にまとめ文書で保存、さらに研究機関や近隣の教育委員会へ配布し、情報共有を行っています。また出土遺物は法律上では落とし物と同じ扱いで、発掘調査の事業が終了した時には所管の警察署に届出する必要があります。その後文化財と認定され、所有者が判明しない場合、都道府県に帰属され、それぞれの自治体で保存管理されます。

考古学は遺跡があつての学問です。発掘調査は考古学の基本・出発点であり、日本史の基礎研究の一端を担っています。市内でもこれまでに多くの発掘調査が行われ、少しずつですが大昔の人々の生活背景をうかがうことができました。今後大ニュースになる発見もあるかもしれません。



末吉町諏訪方胡摩の中尾段遺跡 発掘調査のようす